

■各都市機能誘導区域に指定された誘導施設

誘導施設			都市機能誘導区域			
			① 宇治山田 駅周辺	② 伊勢市・ 山田上 口駅周 辺	③ 宮川 駅周 辺	④ 五十 鈴川 駅周 辺
高齢化の 中で必要 性の高ま る施設	医療施設	病院(病床数20床以上)	●	●		●
		休日・夜間応急診療所		●		
		診療所	●	●	●	●
	高齢者 介護施設	通所・居宅型介護施設	●	●	●	●
子育て世 代にとって 必要性の 高い施設	子育て 支援施設	子育て支援センター	●	●	●	●
		保育所	●	●	●	●
		認定こども園	●	●	●	●
		幼稚園	●	●	●	●
集客とまち の賑わい を高める 施設	文化施設	図書館	●			
		文化ホール	●		●	
	商業施設	商業施設(10,000㎡超)	●			●
		商業施設(1,000㎡超)	●	●	●	●
	金融施設		●	●	●	●
行政施設	市役所、総合支所	●		●		

## ■誘導施設の定義

誘導施設	定義（根拠法）
病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
休日・夜間応急診療所	伊勢市休日・夜間応急診療所条例第1条、第2条に定める診療所
診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所
通所・居宅型介護施設	老人福祉法第5条の2の事業のうち老人短期入所事業を除く事業を行う施設
子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設
保育所、認定こども園、幼稚園	児童福祉法第39条、同条の2、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から同7項に定める施設
図書館	図書館法第2条に定める施設
文化ホール	伊勢市観光文化会館条例に定める施設、伊勢市生涯学習センター条例に定める施設、いせ市民活動センター条例に定める施設、伊勢市ハートプラザみその条例に定める施設、伊勢市立図書館条例第3条(7)に定める施設、これらの施設に類する機能を有する施設で、地方自治法第244条の2第1項に基づき伊勢市条例により設置される施設
商業施設 (10,000㎡超)	「一般社団法人日本ショッピングセンター協会によるショッピングセンターの定義を満たすもので、各店舗床面積の合計が10,000㎡を超える施設」または「建築基準法別表第二(わ)項に定める大規模商業施設」
商業施設 (1,000㎡超)	大規模小売店舗立地法の第2条、第3条1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設
金融施設	銀行法第2条第2項の業務を行う施設、信用金庫法第4条の免許を受けて事業を行う施設、農業協同組合法第10条第2項、第3項の業務を行う施設、または日本郵便株式会社法第2条第4項の業務を行う施設
市役所、総合支所	地方自治法第4条または第155条に定める施設